

○第142回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成28年11月30日（水）14：00～16：52

議事概要：

（1）農薬（DCIP）の食品健康影響評価について

・審議の結果、DCIPの一日摂取許容量（ADI）を0.027 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺線虫剤で、きゅうり、なす等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）農薬（ピリベンカルブ）の食品健康影響評価について

・継続審議となった。

*殺菌剤で、キャベツ、トマト等に使用します。今回、稲、はくさい等への適用拡大申請がされています。

（3）農薬（フェンキノトリオン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、フェンキノトリオンの一日摂取許容量（ADI）を0.0016 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で、移植水稻への新規登録申請がされています。

（4）農薬（フロメトキン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、フロメトキンの一日摂取許容量（ADI）を0.008 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.044 mg/kg体重とし、評価書（案）を食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、だいこん、はくさい等への新規登録申請がされています。

（5）農薬（マンジプロパミド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、マンジプロパミドの一日摂取許容量（ADI）を0.05 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、だいず、トマト等に使用します。今回、えだまめ、いちじく等への適用拡大申請及びばれいしょへのインポートトレランス申請がされています。

（6）農薬（メピコートクロリド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、メピコートクロリドの一日摂取許容量（ADI）を0.3 mg/kg体重

／日、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg／kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 植物成長調整剤で、ぶどうに使用します。ぶどうへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（７）農薬（キャプタン）の食品健康影響評価について

・ 審議の結果、キャプタンの一日摂取許容量（ADI）を0.1 mg／kg体重／日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を3 mg／kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.3 mg／kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺菌剤で、りんご、うめ等に使用します。小麦、りんご等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

（８）農薬（ホルペット）の食品健康影響評価について

・ 審議の結果、ホルペットの一摂取許容量（ADI）を0.1 mg／kg体重／日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を設定の必要なし、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.1 mg／kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺菌剤で、トマト、ぶどう等への新規登録申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（９）農薬（アセフェート）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・ 寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺虫剤で、ぶどう、かき等に使用します。今回、残留農薬基準（豆類、茶等）の変更に係る評価要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（１０）農薬（ブプロフェジン）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・ 寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答（案）が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺虫剤で、稲、かんきつ等に使用します。今回、ねぎ、にら等への適用拡大申請及びだいち、ペカン等へのインポートトレランス申請がされています。

(11) 農薬（メタミドホス）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 殺虫剤・殺ダニ剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、残留農薬基準（豆類、綿実等）の変更に関する評価要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。